



Title	鮭鱒漁業と蕃殖保護の實際
Author(s)	今田, 清二
Description	研究
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 4, 67-76
Issue Date	1936-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10629
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_p67-76.pdf



鮭鱒漁業と蕃殖保護の實際

今 田 清 二

水族の蕃殖保護と漁業資本の競争とは、最顯著な現實的矛盾である。水族蕃殖保護の必要は、漁業資本競争發展の結果として起り、しかも其の漁業資本競争を遂には調整の止むなきに至らしめるからである。また水族蕃殖保護の爲、漁業競争の調整が必要なるに拘はらず、屢々蕃殖保護を犠牲として、漁業競争が強行されるからである。水族の蕃殖保護と漁業資本競争との、此の現實的矛盾の克服は、漁業政策の基本的主題でなければならぬ。

北洋鮭鱒漁業の實情を見るに、日本漁業資本の内部的競争と、對ソヴィエト聯邦漁業競争との、交錯波瀾の關係が特色であつた。最近北洋の日本漁業には資本主義的統一が著しく發展したが、資本主義的統一は結局資本主義的競争の脅威を免れ得ない。ソヴィエト聯邦との漁業競争關係も、依然として大なる實在である。此等内外の競争に基づき、鮭鱒族蕃殖保護の必要が誘發され、漁業資本競争の調整が強調されるに至つたのは疑しむに足りない。然し其の反面に於て、日本鮭鱒漁業は新に其の漁場を擴張し、世界的に發展せんとしてゐる。是がため新なる競争が激發され、水族蕃殖保護の脅威となる虞なしとしないのであるが、しかも日本漁業の世界的發展は必成就されなければならぬ。於是、新なる競争の發生と、既に進捗しつゝある漁業競争の調整とが矛盾する。北洋

漁業國策の核心は實に此の矛盾の克服に在るのである。

二

北洋の鮭鱒、殊に經濟的價値最大なる紅鮭は、近年著しく漁獲高が減少した。紅鮭の重要産地たるカムチャツカ河口地方では、ソヴィエト聯邦國營罐詰第一工場及第二工場が夫々建設されて操業を開始した昭和二年及び三年には、平均七・一千噸の紅鮭が漁獲されたに拘はらず、昭和四年及五年には平均一・七千噸に激減し、昭和六年及七年には平均二・八千噸、昭和八年及九年には平均一・五千噸である。(農林省、北洋漁業關係統計) 而して昭和九年には、ソヴィエト聯邦國營第一罐詰工場は遂に其の運轉を休止した。又同じくカムチャツカ河口地方の日本罐詰工場調査に依れば、紅鮭半封度罐詰一函製造に要する原料魚尾數は、昭和四年以降八年迄逐年一二・三尾、一三・二尾、一四・三尾、一四・四尾、一四・九尾と例外なく増加してゐる。此の歩留の悪化は、漁獲紅鮭の小化を示すものに外ならず、茲にも濫獲の兆候が歴然としてゐる。加之、カムチャツカ河口地方の沖合は、母船式鮭鱒漁業の主要漁場である結果、同地方漁區で漁獲される鮭鱒の内には、多數の所謂目掛魚——母船式漁業等で使用する流網の網目に掛つた痕跡が魚體に判然残つてゐる魚が発見される。多數の目掛魚が発見されるいふことは、濫獲酷漁を意味するに外ならない。昭和九年六月十六日、同地方の某濱でデツキ調に依れば、漁獲紅鮭二、六二八尾の内、二二・九%、六〇三尾は目掛魚であつた。目掛魚の内、罐詰に製造して支障無しと認められるものは之を正常紅鮭に算入して計算しても、昭和九年五月廿五日乃至六月卅日、右地方某罐詰工場の受入紅鮭總數中一二・二%は目掛魚であつた。

紅鮭はカムチャツカ河口地方以外でも減少の兆候を示してゐる。西カムチャツカ地方(ボリシエレットスキー區、キクチンスキー區)では昭和三年一三・〇萬噸の豐漁以來、年々例外無く著しく減少し、昭和八年には四・九萬噸

に低下した。昭和九年は六年目に回歸する大漁年と稱せられ、また天候にも恵まれて豊漁であつたが、昭和十年はまた著しい不漁である。而してシベリアに於ける日本漁區漁業全體を通觀しても、罐詰工場は漸次増設されてゐるに拘はらず、紅鮭罐詰の製造高は漸減の傾向を示してゐる。漁區漁業の外、母船式漁業及北千島の製造高を總計しても、紅鮭罐詰製造高は逐年減少の傾向を免れない。次表の如し。(單位千函)

年	漁區		計
	母船	北千島	
昭和三年	八〇八	—	八〇八
昭和四年	六一五	—	六一五
昭和五年	六〇一	一三	六一四
昭和六年	五一一	三七	五四八
昭和七年	四一六	五九	四七五
昭和八年	二八七	九一	四四〇
昭和九年	五一四	二三八	九七一

三

日本とソヴィエト聯邦間の國際的漁業競争が、北洋に於ける紅鮭減少の一大原因たることは争へない。殊にソヴィエト聯邦罐詰工場の建設に伴ふ河川内漁獲の増加、ソヴィエト聯邦一般漁區の激増及之に對抗する日本側漁區の激増等が數へられる。日本とソヴィエト聯邦間の鮭鱒漁業競争は、昭和二(一九二七)年ソヴィエト聯邦國營漁業の根本建設十年計畫が成立し、カムチャツカ株式会社略稱アコ(Aktchionemoe Kantchatskoe Oustchestvo, AKO)が出現して以來激化したのであるが、之に就ては今更多言を要しなす。アコは昭和二年春、日本紅鮭罐詰業の中心地たるカムチャツカ河口に、一漁期十万函の製造能力を有する六ライン罐詰工場を建設し、翌昭和三年同河口に一漁期五万函の能力を有する第二罐詰工場を建設し、更に昭和四年にはオゼルナヤ河口に製造能力

八万函、ポリシヤ、河口に同五万函、キクチク河口に同四万函の孰れも罐詰工場を建設した。而して之等罐詰工場の原料を、ソヴィエト聯邦漁業者のみの特權たる河川内漁業に仰いだのである。斯くてカムチャツカ河の如きは、紅鮭の遡上が著減したこと既に見た如くである。鮭鱒族の生活史に鑑み、河川内の濫獲が蕃殖保護に大害あるは明である。去る六月以來モスコウに於て漁業條約修正に關する商議が開かれてゐる機會に當り、鮭鱒族蕃殖保護に關する適切な國際的協定の成立すべきことは、我國に於ける國民的期待である。

四

日本漁業資本相互の競争が、北洋に於ける紅鮭の濫獲を誘發したことは、亦争へない事實である。昭和三年の二漁區問題、昭和四年の十八漁區問題、昭和五年のルーブル問題及七漁區問題等、對ソヴィエト聯邦漁業紛争の續發に直面し、日本漁區漁業者は昭和七年八月三十一日を期し其の全部的合同を實現した。爾來日魯漁業株式會社は資本金五、三八〇萬圓の獨占的會社となり、シベリアに於ける日本漁區漁業を統一支配するに至つたが、漁區漁業の合同に依り漁區の經營權を喪失した漁業者は、相次で母船式漁業に進出した。爾來母船式鮭鱒漁業は急速に發展し、特にカムチャツカ海灣に於て日魯漁業株式會社の漁區漁業と競争漁獲した。母船式鮭鱒漁業の紅鮭罐詰製造高が、最近急激に増加して漁區漁業の販賣統一を脅威したことは前掲統計に明な如くである。而して其の販賣競争が、蕃殖保護に悪影響を及ぼしたことは自明である。

然し昭和九年十二月農林大臣の聲明を契機として母船式鮭鱒漁業の合同が成立した。母船式鮭鱒漁業の合同は該漁業内部の競争關係のみならず、該漁業とカムチャツカ漁區漁業との競争關係を消滅せしめ、鮭鱒族蕃殖保護に資するところ多大であつた。右農林大臣の聲明に曰く「母船式鮭鱒漁業の現狀は、鮭鱒魚類の資源維持、製品の販賣狀況其他北洋漁業の統制上その出漁に相當調整を加ふる要あり。依て現狀に對し大體三割程度の調整を行

ふを適當と認むるも、該附屬漁船の多數が、東北・北海道地方の漁船たる關係上、明十年度に於ては特に約三百隻を以て限度とし、昭和十一年度に於て前記三割を調整する方針なり……」と。昭和九年度の母船式鮭鱒漁業出漁状態は、經營者八名、母船十六隻（三二、六五五噸）、而して其の附屬漁船は獨航船二五四隻、塔載船四九隻、計三〇三隻であつた。然し昭和十年に至り、母船式鮭鱒漁業の權利は太平洋漁業株式會社の獨占に歸し、出漁母船八隻（二九、五〇六噸）其の附屬漁船は獨航船二四〇隻、塔載船一〇隻、計二五〇隻となつた。來る昭和十一年に於ては、前記農林省方針の程度又は其の程度以上に、附屬漁船の減少すべき可能性確實である。蓋し太平洋漁業株式會社の大株主として之を支配する日魯漁業株式會社としては、主として紅鮭蕃殖保護の見地から、母船式鮭鱒漁業經營の縮少を却て有利とする如き一般的情勢に在るからである。

五

日本漁業資本内部の競争は又北千島鮭鱒漁業の發達となつて現はれた。北千島の鮭鱒漁業殊に鮭鱒流網漁業は母船式鮭鱒漁業の發展に刺戟されて新興した漁業であつて、昭和六年十月、北海道廳が北千島附近の海面を鮭鱒流網使用許可區域（昭和三年道廳告示第一八一號、同五）に指定し、之を開放したのが其の發達の端緒であつた。爾來北千島鮭鱒漁業は急速に發展し、漁區漁業の統一を脅威するに至つたのである。北千島の鮭鱒流網漁業は、北海道漁業取締規則（昭和三年北海道廳令第一二號）の規定に依り北海道廳長官の許可を受くるに非れば之を營むことが出来ない。而して北海道廳は其の許可方針として流網漁船數を二〇〇隻に限定してゐる。此の制度並に許可方針が蕃殖保護の見地から重要な意義を有することは言を俟たない。また北千島に於ては水産物罐詰製造取締規則（昭和九年一月北海道廳令第六號）の規定に依り、鮭鱒罐詰業は北海道廳長官の許可を受くるに非れば之を營むことが出来ない。而して現在北千島の鮭鱒罐詰業は、十企業、十一工場、二十一ラインを以て經營され、漁區漁業

又は母船式漁業に比較して資本主義的統一が最遅れてゐる。然し北千島に於ても鮭鱒漁業資本の競争が、漸次調整されてゐるのは事實であつて、北千島鮭鱒漁業を指導しつゝあるのは日魯漁業資本である。日魯漁業株式會社は、其の直系に屬する幌筵水産株式會社をして幌筵島插鉢灣及柏原灣に二工場五ラインを經營せしめ、同じく直系太平洋漁業株式會社をして占守島片岡灣に一工場二ラインを經營せしめてゐる。從て日魯漁業資本が北千島に於て經營する工場規模は、北千島鮭鱒罐詰工場ライン總數中、三分ノ一を占めてゐるのである。また工場配屬流網漁船數に於ては、幌筵水産株式會社六十八隻、太平洋漁業株式會社十七隻、計八十五隻であつて、北千島流網漁船總數の三分の一を遙に超えてゐる。加之、日魯漁業資本は北千島紅鮭罐詰共榮會の組織に成功し、全北洋紅鮭罐詰の販賣を統一した。更に最近鮭罐詰の販賣に關しても日本鮭鱒罐詰共同販賣會の組織を見るに至つた。此種の販賣競争調整が、蕃殖保護に好影響あるべきことは明白である。

北千島の鮭鱒漁業殊に鮭鱒罐詰業が、將來合同統一するに至るか否か、固より豫測を許さない。然し母船式鮭鱒漁業の實例に鑑み、假に北千島鮭鱒罐詰業が合同し、漁區漁業並に母船式鮭鱒漁業と同一資本に依て統一されることありとせば、競争關係の消滅は流網漁船の減少等をも可能とするに至るべく、蕃殖保護は一段の進展を示すに至るであらう。

六

日魯漁業株式會社はシベリヤの鮭鱒漁區漁業の統一者、母船式鮭鱒漁業の支配者、而して北千島鮭鱒漁業の指導者である。然し資本主義的統一と支配と指導的地位は、資本主義的自由競争の脅威を免れることが出来ない。日魯漁業株式會社の既に經驗せる如く、次々に起た新らしき鮭鱒漁業の發達は既成の統一關係を脅威した。しかも日本鮭鱒漁業のアラスカ進出問題と中部千島開放問題とは、今現に日魯漁業株式會社の統一破綻の脅威を再現

せんとしてゐるのである。中部千島開放問題に關しては、昭和九年三月第六十五回帝國議會衆議院に於て「鰐舘獸獵獲解禁ニ關スル建議案」を可決した。中部千島は鰐舘獸獵保護條約(明治四十四年十二月條約第十三號)の規定に依り、大正五年我國が選定封鎖した地域である。從て右鰐舘獸獵獲解禁に關する建議の内容は同時に中部千島開放の建議であつた(委員會議事録參照)。中部千島に鮭鱒流網漁業が興る場合には、北千島開放の場合と同様に、日魯漁業株式會社の統一關係は著しい脅威を受けなければならぬであらう。況んや世界の紅鮭の豊庫たるアラスカに日本漁業者が進出する場合には、日魯漁業株式會社の統一關係は根本的打撃を受ける虞がある。中部千島の開放又はアラスカ進出が既成の統一關係に及ぼす脅威は、直接的には固より販賣統一への脅威であらう。然し販賣統一の脅威は當然に蕃殖保護の脅威でなければならぬ。曾てカムチャツカ近海の蟹の蕃殖保護に關しては生産制限協定が實行され、また當業者の間にさへ一ヶ年禁漁が主張されてゐたのである。然るに金輸出再禁止に伴ふ輸出相場有利化に刺戟され、北海道樺太の當業者が蟹罐詰の大増産を強行し、販賣競争が激化した結果、カムチャツカの蟹漁場に於ても何等蕃殖保護の措置は實現するを得なかつた。加之、從來は胸甲の幅五寸未満の蟹は捕獲を禁止されてゐたのであるが(大正三年農商務省令第二九號)胸甲の幅十三センチメートル迄の蟹は之を捕獲し得ることに改正(昭和八年六月農林省令第九號)されなければならぬ事情となつた。從來捕獲を禁止せる小形の蟹を省令を以て公認捕獲せしめる結果となつたのである。斯る事實に鑑みるときは、日本鮭鱒漁業のアラスカ進出等に依る販賣競争の激化は、蕃殖保護に對する大なる脅威と云はなければならぬ。

七

然し日本漁業者は世界の海洋に發展すべきである。日本鮭鱒漁業のアラスカ進出は、アラスカの距岸三哩外の公海に於ける日本漁業の自由權を確保する爲、速に之を實現しなければならない。日本漁業者は昭和五年初めて

蟹工船大北丸（當時七、八〇四噸）及トロール汽船三隻を以てアラスカのプリストル灣方面に出漁し、爾來年々其の出漁を繼續し、本年は蟹工船一隻、フイツンユミール工船一隻、トロール汽船三隻及底曳網機船八隻（四組）の出漁を見た。然し之を以てアラスカ沖三漚線外に於ける日本漁業の自由權が確保されてゐるとは云ひ難い。蟹漁業及トロール漁業等は米國の主要漁業でないのみならず、プリストル灣では全く行はれてゐないから、日本漁業者の進出は、從來米國漁業者と何等直接の競争關係なきものであつたからである。鮭鱒漁業に關しては全く之と事情を異にする。鮭鱒漁業は米國最主要的の漁業であり、殊に西部アラスカ（プリストル灣アリユンシヤン諸島並にクスコクウイム及ユーコン兩河地方）は其の中心漁場である。加之、本年一月十九日付アラスカ漁業取締規則に依り「プリストル灣地方ニ於ケル鮭鱒漁業ハ六月廿五日午前六時ヨリ八月三日午前六時ニ至ル迄總テ之ヲ禁止」された。右規定の制定は一九三〇（昭和五）年プリストル灣の凶漁以來、米國商工省水産局に於て屢々豫告したところである。而して水産局長ベル氏に依れば、プリストル灣を中心とする西部アラスカの紅鮭中、一九三〇年に發生し五ヶ年後一九三五年の回歸に屬するものは、一九二九年—一九三四年回歸に屬するもの又は一九二八年—一九三三年回歸のもの等々に比較して著しく生産高が小である。故に一九三〇年—一九三五年回歸の紅鮭は、一九三五年に於て一ヶ年之を禁漁し以て他の年々の回歸魚と其の蕃殖状態を均衡せしめる必要ありといふのである。斯くて實際其の禁漁が實現した今日、日本漁業者がプリストル灣に進出して母船式鮭鱒漁業を開始することは、米國との競争と對抗を激發させる虞が甚多し。

米國は距岸三漚を以て自國領海の限界とするものと認められてゐる（League of Nations, Conference for the Codification of International Law; Bases of Discussion, Vol. II, 1929.）然し米國の領海三漚主義は、アラスカの距岸三漚以外に於ける日本漁業の自由權を當然肯定するものなりや否や。米國は現に關稅警察に付、距岸十二漚に至る迄、外國船舶に對し或種の支配權を主張してゐる。日本母船式鮭鱒漁業者が將來盛にアラスカ沖に進出

する場合、米國は漁業警察に關しても、其の領海外距岸十二浬に至る迄特殊の支配權を主張すること無きや否や。今や着弾距離の擴大、艦船速力の増進其他の事態に促進され、世界の諸國に距岸三浬以上廣大な範圍に亙る沿岸水帶領有の思想が擡頭しつゝあることは、一九三〇（昭和五）年ヘーグに開催された國際法典編纂會議に於て表明された如くである。しかも自國の漁業保護又は水族の蕃殖保護は、其の主張の主要理由に屬してゐる（前掲書並に I. N. Report of the Second Commission [V.9] 1930.）現代は海洋の先占分割時代である。距岸三浬以外公海漁業の自由權を現實に確保する爲に、日本母船式鮭鱒漁業のアラスカ進出は速に斷行されなければならぬ。

八

日本漁業の世界的發展と鮭鱒漁業の統一とを調和することは當に刻下の急務である。日本鮭鱒漁業のアラスカ進出は、日本漁業資本内部の競争を激發し、其の漁業資本競争はカムチャツカの鮭鱒蕃殖保護を脅威する。鮭鱒蕃殖保護と漁業資本競争の矛盾の克服は、北洋漁業國策の主題である。此の矛盾の克服は如何にして成就されるか。北洋鮭鱒漁業の総合的而して國家的統制を措いて其の途を發見するのは難いであらう。シベリア沿岸近海の鮭鱒漁區漁業と母船式鮭鱒漁業とは既に資本的に統一され、北千島鮭鱒漁業も亦概ね同一資本に依つて指導されてゐる。將來アラスカに日本鮭鱒漁業が新興する場合には、之も亦同一資本に依つて統制されなければならぬ。固より斯る統制は、國民的に満足し得べき妥當な機構の下に行はるべきである。換言すれば、北洋鮭鱒漁業の総合的獨占會社に對し、國家は完全な監督權を保持するを要する。而して一般に、營利會社が一の事業を獨占し絶大な經濟的實權を掌握する場合には、國家監督權の有効な行使は、實際上屢々困難に陥るが故に國家が其の獨占漁業會社の株式の過半数を所有する等、監督權の經濟的基礎を確保する必要がある。先づ漁區漁業を中心として前記の如き半官半民會社を設立し、アラスカ鮭鱒漁業の經營を其の統制下に置くが如きは、妥當な方策と思はれ

る。

漁區漁業の國家的統制は、漁區漁業權の歴史的性質に鑑み、之を實現すべき理由がある。また現行漁業條約には、日本漁業者とソヴィエト聯邦漁業者とがソヴィエト聯邦國法上均等の待遇を受くべき原則を規定して居るが其は日本漁業者とソヴィエト聯邦の私的漁業者との均等待遇の規定に過ぎぬ。ソヴィエト聯邦國營漁業が著しく擴張され、ソヴィエト聯邦極東漁業の本體を成すに至つた今日に於ては、漁業條約に於ける兩國漁業者均等待遇の原則の規定は、事實上却て、不均等待遇の原則の規定に變質したのである。斯る實情に鑑みても漁區漁業を國家的に統制すべき理由がある。加之日本漁業者の北千島、中部千島及アラスカ進出が漁區漁業の統一を脅威する場合には日本漁業の世界的發展の爲、之を國家的に綜合統制すべきである。斯て日本漁業資本内部の競争が調整せられ、且我國とソヴィエト聯邦及米國間に、鮭鱒族蕃殖保護に關する適切な國際的合意が成立する場合に於て初めて其の蕃殖保護は有効に實現することが出来るであらう。